

特定計量制度および特定計量システム のご利用に伴うご説明資料

2025年9月

関西電力送配電株式会社

- 本資料は、2026年4月から特定計量システムの利用が可能になることを受け、受電点事業者向けに制度の趣旨や、特定計量システムの概要、特定計量システムを利用したサービスの説明を行うものです。
- 2026年3月上旬頃には、本説明資料に具体的な申込方法等、詳細な情報を追加したうえで、再公開を予定しております。
- なお、特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類等についても、2026年3月上旬頃に公表を予定しております。

章	項目	頁
1-1.特定計量制度の概要	1-1-1.制度導入の背景および内容	5
1-2.特定計量システムの概要	1-2-1.特定計量システムの概要	6
	1-2-2.特定計量システムの利用にあたる費用負担について	7
1-3.特定計量システムを利用するサービスの分類 およびスキーム	1-3-1.特定計量システムを利用するサービスの分類	8
	1-3-2.パターン1(需給調整市場における調整力の 供出)の概要	9
	1-3-3.パターン2(機器点電力量提供サービス)の概要	10
	1-3-4.受電点・機器点の組合せ	11
2-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係 規程類	2-1-1.特定計量システムの利用に際して遵守する 関係規程類	13
2-2.特定計量システムの利用に際して必要となる 技術要件	2026年3月上旬公開	
3-1.特定計量システムの申込種別について	2026年3月上旬公開	
3-2.新設申込みについて	2026年3月上旬公開	
3-3.廃止申込みについて	2026年3月上旬公開	
3-4.登録情報変更申込みについて	2026年3月上旬公開	

章	項目	頁
4-1.特定計量システムを用いたサービス内容	2026年3月上旬公開	
	4-1-2.電力量の算定(パターン1)	16
	4-1-3.電力量の算定(パターン2)	17
	2026年3月上旬公開	
5-1.特定計量システムのご利用に際して	5-1-1.サービス利用に際しての留意点(パターン1)	19
6-1.定義	6-1-1.用語の定義	21~22

1-1.特定計量制度の概要

1-2.特定計量システムの概要

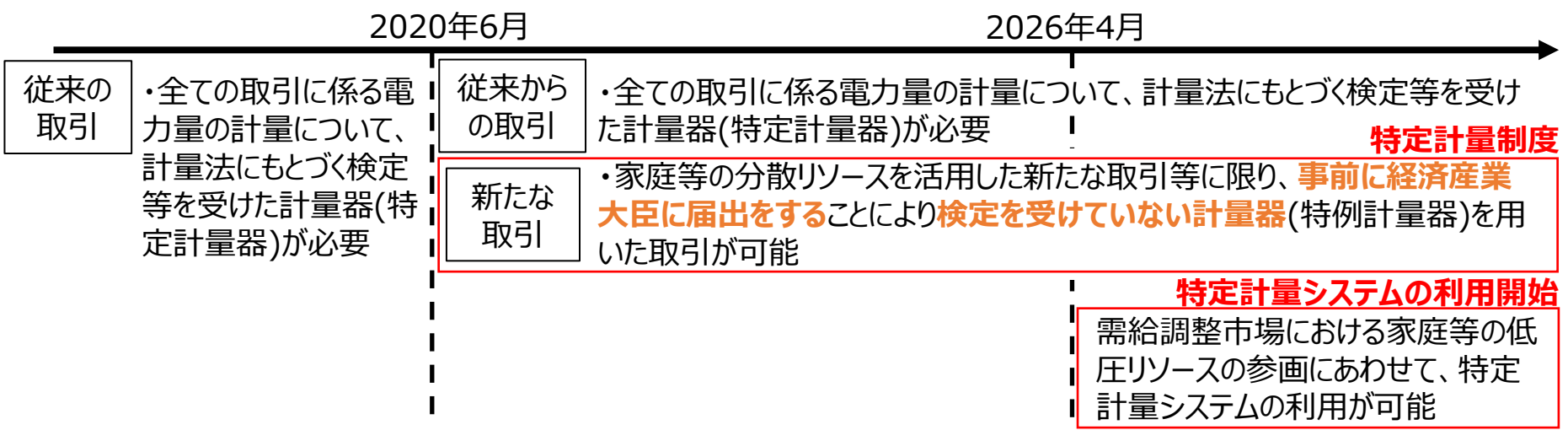
1-3.特定計量システムを利用するサービスの
分類およびスキーム

1-1-1.制度導入の背景および内容

➤ 特定計量制度導入の背景

- 近年、家庭等の太陽光発電やEVなどの分散リソースの普及に伴い、リソースごとの取引やネガワット取引など、新たな取引ニーズが出現しています。また、このような取引に用いる電気計量について、リソースに付随する機器（パワーコンディショナー、EVの充放電設備など。以下「特例計量器」という。）の利用ニーズが高まっているところです。
- そこで、昨今の自然災害の頻発や、再生可能エネルギーの主力電源化等に対して、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生可能エネルギーの導入拡大等を図るために**2020年6月**に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、電気計量制度の合理化を図る措置（＝特定計量制度）が盛り込まれました。
- 本制度は、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引等に関し、事前に届出を行なった事業者に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要者を保護する観点から、使用する特例計量器の精度の確保や需要者への説明を求め、その**届け出た電力量の取引等においては、特例計量器の計量値を使用することができるものです。**
- 計量値の収集にあたっては、次世代スマートメーターを活用した特定計量システムを通じてデータ収集することが、次世代スマートメーター制度検討会にて整理されました。なお、**特定計量システムは、2026年4月から利用可能となります。**

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html

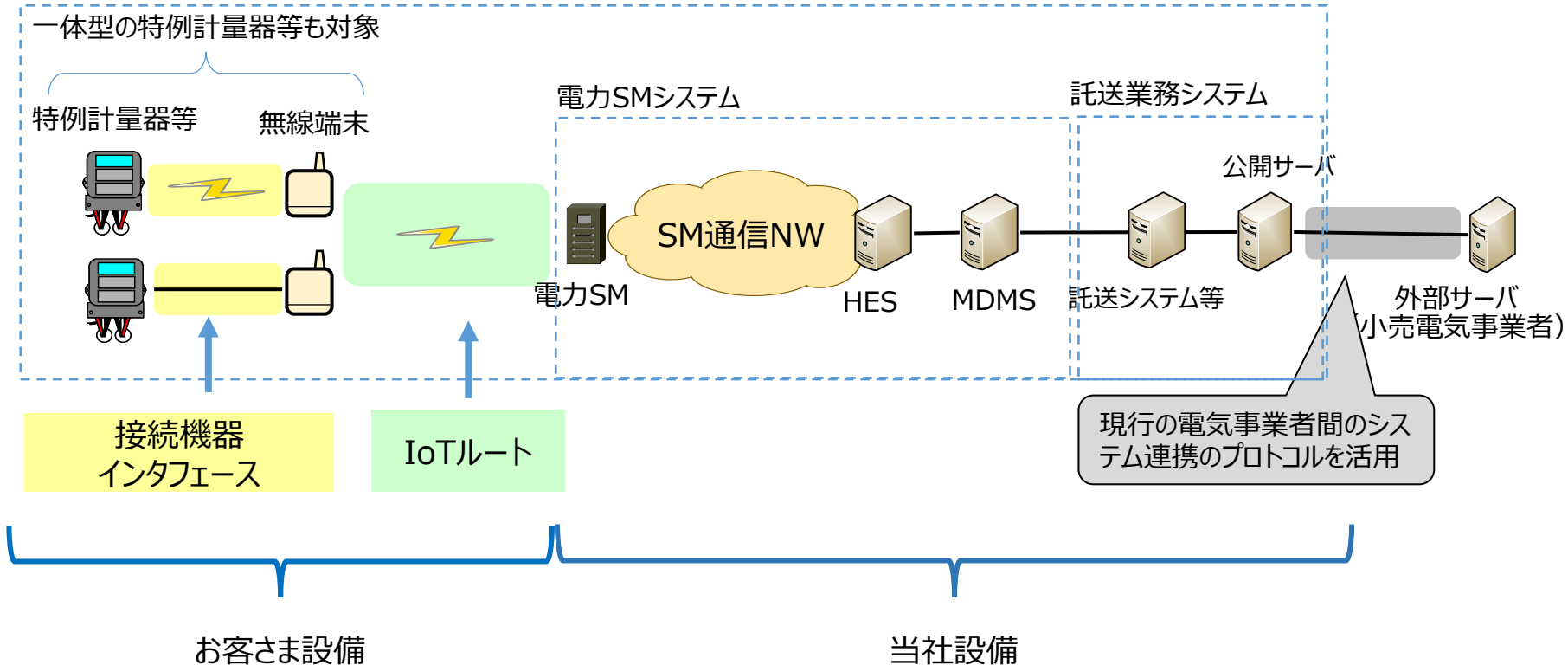


1-2-1.特定計量システムの概要

➤ 特定計量システムの構成

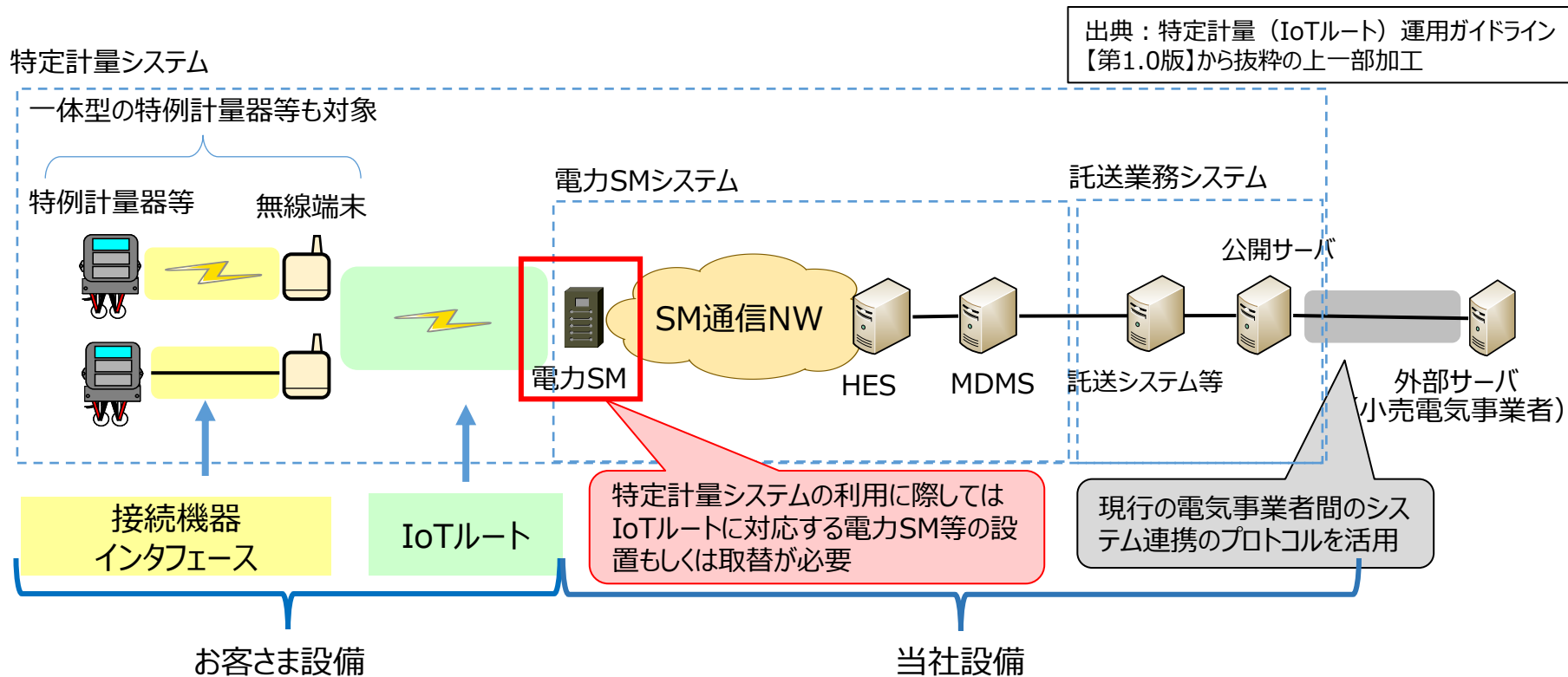
- 特定計量システムとは、電力SMシステムを介して特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行なうものです。
- 特定計量システムは、2026年4月から開始となります。
(低圧を対象とする取引から開始となり、高圧を対象とする取引は2027年2月から対象となります。)
- 詳細の構成イメージは以下のとおりです。

特定計量システム



1-2-2. 特定計量システムの利用にあたる費用負担について

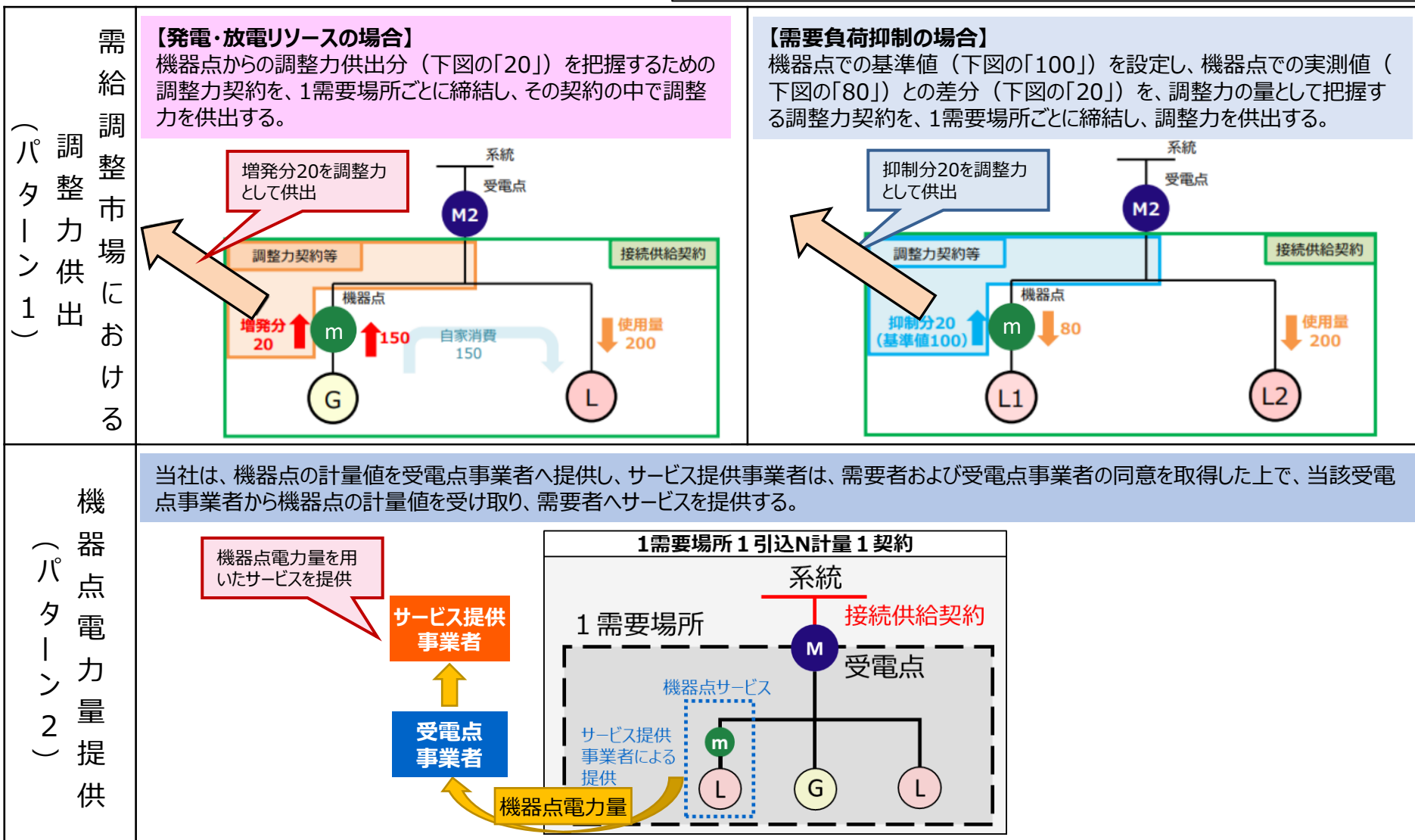
- 特定計量システムの利用にあたっては、IoTルートに対応する電力SM等を、受電点に設置もしくは取替する必要があります。
- なお、この場合、当社は**原則として受電点に設置する電力SM等の設置・取替工事にかかる費用を申し受けます**。
- 特定計量システムの利用にあたって、IoTルートに対応する電力SM等の設置もしくは取替工事を実施した後に、**特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合においても、当社は工事に要した費用を申し受けます**。
- また、工事前に特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合において、**実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量、監督、資材調達等に費用を要したときは、当社はその費用を申し受けます**。



1-3-1. 特定計量システムを利用するサービスの分類

- 特定計量システムを利用するサービスには、需給調整市場における調整力の供出（以下「パターン1」という。）と機器点電力量提供サービス（以下「パターン2」という。）があります。

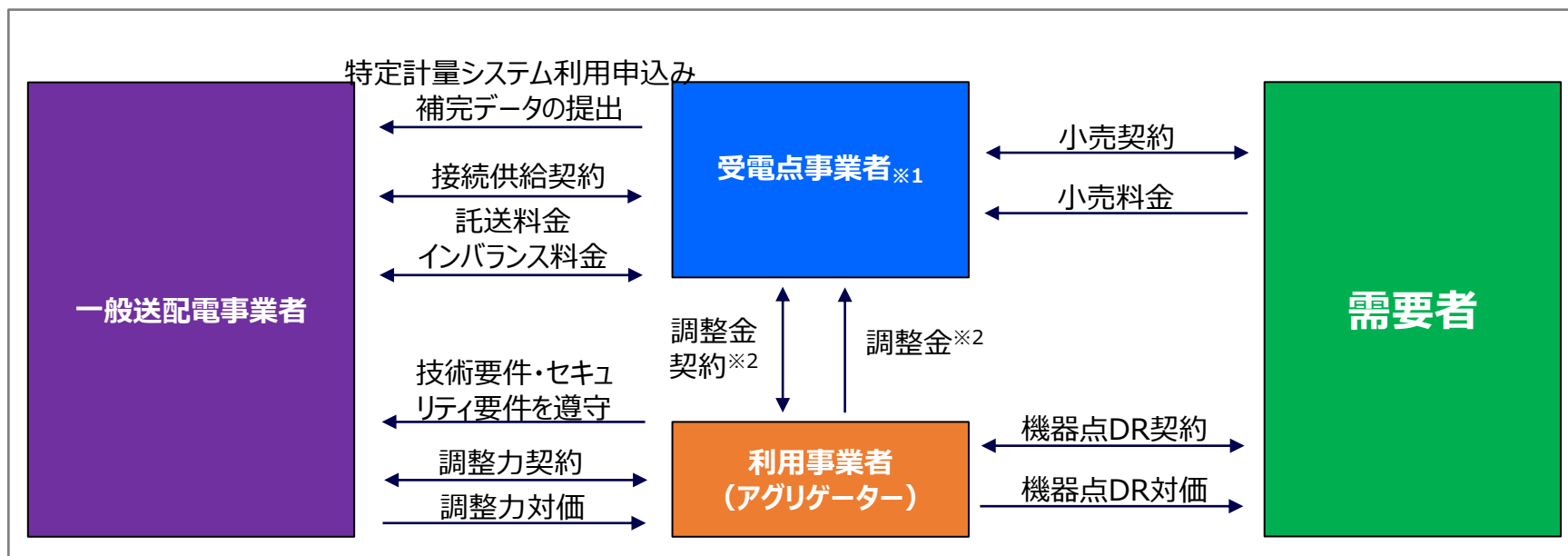
出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工



1-3-2.パターン1（需給調整市場における調整力供出）の概要

- 需給調整市場における調整力の供出のために、当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値を活用することをいいます。
- 機器点の計量値を活用するパターン1の場合、特定計量システムの開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 当社と利用事業者（アグリゲーター）の間では調整力契約を締結します。
- 受電点事業者と利用事業者（アグリゲーター）の間では、必要に応じて、調整力の供出に伴う便益を調整するための調整金契約を締結します。

➤ パターン1における各事業者の関係（イメージ）



※1 パターン1の場合、受電点事業者に対しては機器点電力量の提供は行なわない

※2 従来のネガワット調整金と同様の仕組みとなる。

1-3-3.パターン2(機器点電力量提供サービス)の概要

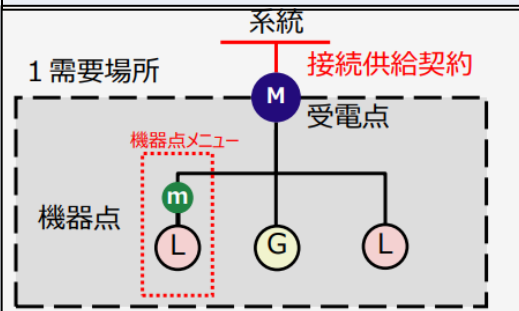
- 当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値を、受電点事業者へ提供することをいいます。
- 受電点事業者と利用事業者(サービス提供事業者)が異なる場合、利用事業者(サービス提供事業者)は需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、受電点事業者から機器点の計量値を受け取る必要があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

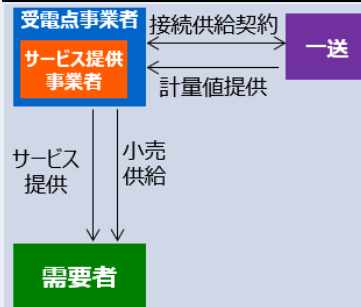
受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社から受電点事業者に提供し、当該受電点事業者が機器点の計量値を用いた小売料金メニュー等を需要者へ提供するケース。

1需要場所 1 引込N計量1契約



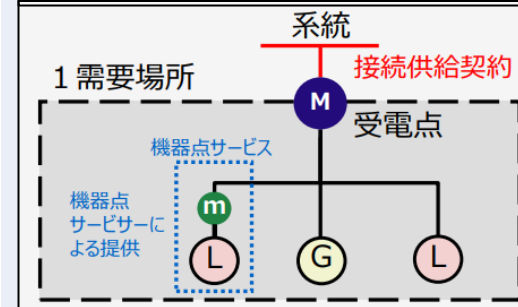
受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合



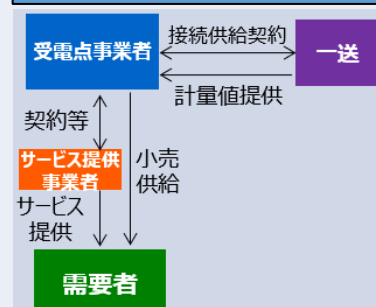
受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社は受電点事業者へと提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供するケース。

1需要場所 1 引込N計量1契約



受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合



1-3-4.受電点・機器点の組合せ

■ 各サービスにおける電力SMと特例計量器等の組合せは下表のとおりです。

■ 1 需要場所ごとに接続可能な特例計量器等の台数は4台までといたします。

凡例：

高圧

低圧

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

電圧区分	パターン1	パターン2
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高圧	電力 SM - 特例計量器等① (発電・需要) - 特例計量器等② (発電・需要) - 特例計量器等③ (発電・需要) - 特例計量器等④ (発電・需要)	電力 SM - 特例計量器等① (需要) - 特例計量器等② (需要) - 特例計量器等③ (需要) - 特例計量器等④ (需要)
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高・低圧	電力 SM - 特例計量器等① (発電・需要) - 特例計量器等② (発電・需要) - 特例計量器等③ (発電・需要) - 特例計量器等④ (発電・需要)	電力 SM - 特例計量器等① (需要) - 特例計量器等② (需要) - 特例計量器等③ (需要) - 特例計量器等④ (需要)
受電点 = 低圧 機器点 = 低圧	電力 SM - 特例計量器等① (発電・需要) - 特例計量器等② (発電・需要) - 特例計量器等③ (発電・需要) - 特例計量器等④ (発電・需要)	電力 SM - 特例計量器等① (需要) - 特例計量器等② (需要) - 特例計量器等③ (需要) - 特例計量器等④ (需要)

2-1. 特定計量システムの利用に際して遵守する
関係規程類

2-2. 特定計量システムの利用に際して必要となる
技術要件

2-1-1. 特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類

➤ 特定計量の開始に際しての経済産業大臣への届出

- 特定計量制度の利用にあたっては、事前に経済産業大臣への届出が必要となります。
- 経済産業大臣への届出に関しての詳細については、経済産業省のHPをご確認ください。

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html#p05

➤ 特定計量システムの利用に際して遵守する規程等

- 特定計量システムの利用に際しては、サービスにより以下の規約を遵守していただく必要があります。

サービス	規程
パターン 1	● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryo-guideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● (仮名称)外部接続基準・ガイドライン 完成次第公表 ● 取引規程(需給調整市場) 完成次第公表
パターン 2	● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryo-guideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● (仮名称)外部接続基準・ガイドライン 完成次第公表 ● 機器点電力量提供に係る利用規約 完成次第公表

3-1.特定計量システムの申込種別について

3-2.新設申込みにについて

2026年3月上旬公開

3-3.廃止申込みにについて

3-4.登録情報変更申込みにについて

4-1.特定計量システムを用いたサービス内容

4-1-2.電力量の算定（パターン1）

- 機器点電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、**当社は受電点事業者へ当該欠測を補完するデータの提出**（提出いただくフォーマットにつきましては、2026年3月上旬頃に公表予定となります）**を依頼し**、当該欠測の解消を行ないます。解消方法の詳細については5-1-1 “サービス利用に際しての留意点（パターン1）”をご確認ください。
- なお、**当社が定める期日までに補完データの提出が無い場合、当社は当該欠測コマの機器点電力量を24時間フラットプロファイリングにより均等配分補正し機器点電力量を算定します。**
- また、**長期間にわたる欠測等により均等配分補正が実施できない場合、当該欠測コマの機器点電力量はゼロとして取り扱います。**

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン
【第1.0版】から抜粋

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日までに補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

4-1-3.電力量の算定（パターン2）

- 機器点使用電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、当該欠測に係る時刻の電力量は欠測として取り扱います。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン（他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む）との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
 - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
 - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

5-1. 特定計量システムのご利用に際して

5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン1）

➤ 欠測補完データの提出について

- パターン1のサービス利用にあたり、**機器点電力量に欠測が生じた場合**、調整力に供出された電力量の算定、ならびに当該受電点事業者等とのインバランス算定に影響があるため、受電点事業者から当社へ**欠測補完データを提出いただく必要があります**。
- なお、欠測補完に関する主な運用ルールについては「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】」にて整理がなされております。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

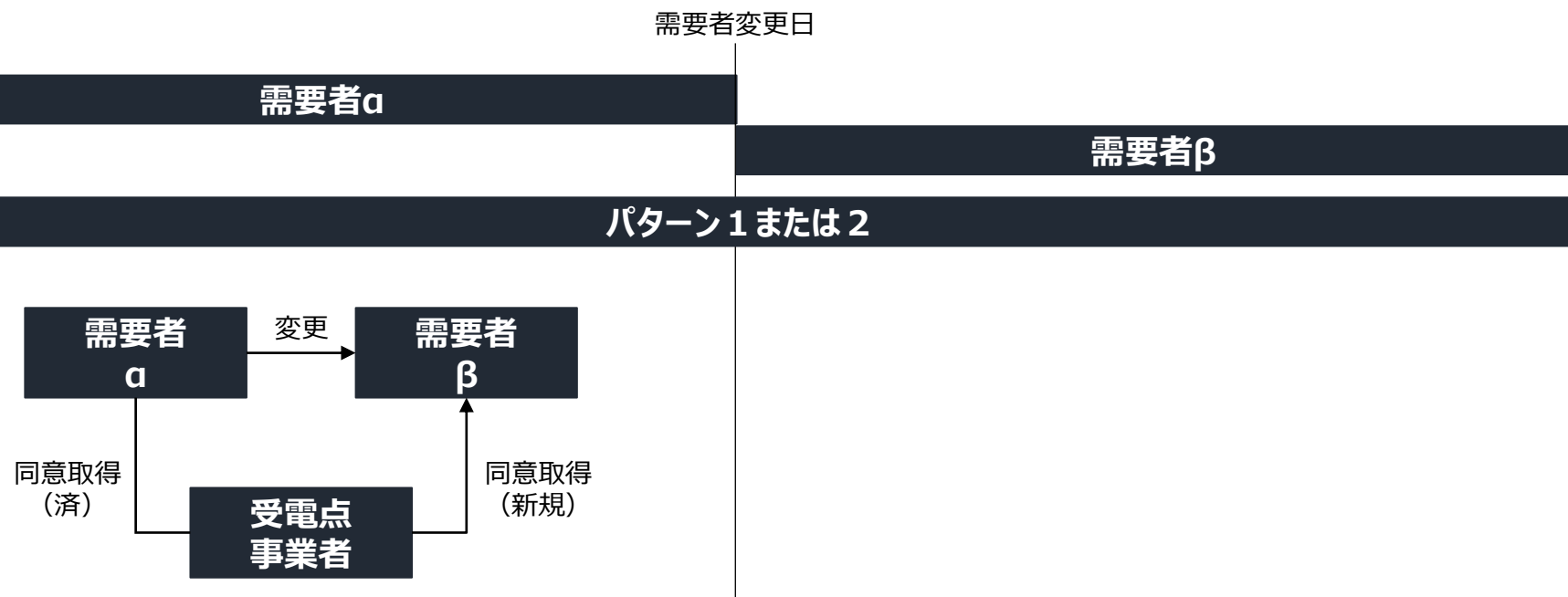
- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン（他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む）との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

5-1-2.サービス利用に際しての留意点（パターン1および2）

➤ 需要者または発電者からの同意取得について

- パターン1およびパターン2を利用するにあたって、**当社がサービスの実施に必要な需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者または利用事業者に対し提供することがあります。**
- **受電点事業者はパターン1およびパターン2の利用を開始する申込みに際して、あらかじめ需要者または発電者から「当社がサービスの実施に必要な需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者または利用事業者に対し提供すること」の承諾をえていただいたうえで申込みをしていただきます。**
- また、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更される場合、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更された後も継続して本サービスの利用を希望する場合、需要者または発電者の変更前に上記の承諾を新たな需要者または発電者から取得いただく必要がございます。

➤ 需要者変更時の対応イメージ



5-1-3.特定計量システムの利用に関する個人情報の取扱い

➤ 特定計量システムの利用に関する個人情報の取扱い

- 特定計量システムの利用に際し、受電点事業者と当社において、需要者または発電者の個人情報を取り扱う（提供する）場合があります。
 - ✓ 受電点事業者⇒当社：需要者からの申し出（同意）にもとづき、需要者名義や住所を提供（利用申込）する等
 - ✓ 当社⇒受電点事業者：需要者の機器点電力量を提供する等
- 需要者または発電者の個人情報を第三者提供（共同利用）する場合、「①需要者または発電者本人の同意を得る」もしくは「②需要者または発電者本人が容易に知り得る状態（例：ＨＰへの共同利用プライバシーポリシー掲載）にすることで需要者または発電者本人の同意を不要とする」いずれかにて対応する必要があります。（個人情報保護法第27条第5項第3号）
- 現行、「託送供給等に関する個人情報」を共同利用する旨は、当社ＨＰの共同利用プライバシーポリシーに規定しているところ、「特定計量システムの利用に関する個人情報」の共同利用（当社⇒受電点事業者：パターン2にて需要者の機器点電力量を提供する等）についても、当社ＨＰへの「②共同利用プライバシーポリシー掲載」を予定しており、現時点案について次スライドのとおり、共有させていただきます。
- なお、受電点事業者は、特定計量システムを利用するにあたって、「特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料」の「5-1-2.サービス利用に際しての留意点（パターン1および2）」に記載のとおり、需要者または発電者からの同意取得について、ご対応をお願いいたします。

➤ 共同利用プライバシーポリシーに掲載する場合の共同利用項目（個人情報保護法第27条第5項第3号の規定内容）

1. 共同利用する者の範囲
2. 共同利用の目的
3. 共同利用する情報項目
4. 共同利用の管理責任者

5-1-4.参考：弊社の共同利用プライバシーポリシー改定案

➤ 共同利用プライバシーポリシーの改定について

- 共同利用プライバシーポリシーの改定にあたっては、新たに特定計量制度に関する項目を追加する予定です。
- なお、以下改定案は現時点での案であり、**今後変更となる可能性もございますのでご注意ください。**

➤ 改定案

＜特定計量制度および特定計量システムに関する利用＞

共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報と共同で利用することがあります。

- ・ 小売電気事業者

共同利用の目的

(1)特定計量制度および特定計量システムに関する業務遂行のため

共同利用する情報項目

- (1)基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- (2)供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点特定番号、計器情報、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態
- (3)特定計量制度および特定計量システムに関する情報：機器点特定番号、機器点計器情報、機器点設備情報、機器点電力量、機器点検針日、機器点サービス情報、機器点情報異動年月日

共同利用の管理責任者

- (1)基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者
- (2)供給（受電）地点に関する情報：当社
- (3)特定計量制度および特定計量システムに関する情報：
機器点特定番号、機器点検針日、機器点電力量：当社
機器点計器情報、機器点設備情報、機器点サービス情報、機器点情報異動年月日：小売電気事業者

6-1.定義

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
電力SM	計量機能に加え、通信機能を備えた電力量計（スマートメーター）
電力SMシステム	電力SM、SM通信NW、HES、MDMSにより構成されるスマートメーターシステムの総称
HES	ヘッドエンドシステム（Head End System）
MDMS	メーターデータ管理システム（Meter Data Management System）
託送業務システム	託送料金の計算や小売電気事業者等への電力量提供用システム
特例計量器等	利用事業者が特定計量を行なうために設置する計量器
無線端末	SM通信NWに接続するために、特例計量器等と接続される無線装置（特例計量器等に内蔵される場合は、その無線機能をいう）
公開サーバ	一送が特例計量器等の計量データを小売電気事業者等に公開するためのサーバ装置
特定計量システム	特例計量器等、無線端末、電力SMシステム、公開サーバにより構成されるシステム全体の総称
機器点計量器等	当社が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等、無線端末および付属機器等で、電気事業法、計量法、特定計量（IoTルート）運用ガイドライン、特定計量制度に係るガイドライン、外部接続基準・ガイドラインおよびその他適用法令等（以下「IoTルートガイドライン等」という。）を遵守したもの
IoTルート	機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
特例計量器ID	特例計量器等を特定するためのIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
無線端末ID・認証ID	無線端末を特定するためのIDで、変更不可なものであり、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。
ペアリングID（Pairing ID）	IoTルートによる接続を行なうために当社が設定するIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
認証パスワード	IoTルートによる接続を行なうために無線端末に設定するパスワードで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。なお、必要に応じて変更できるもの
検針データ	特例計量器等で計量され、IoTルートを介して当社へ伝送される積算電力量

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
受電点	電力SMが設置されている計量点
機器点	受電点より負荷側に位置し、特例計量器等が設置されている計量点
受電点事業者	特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行なっている小売電気事業者（受電点事業者と利用事業者が同一のケースも存在する）
利用事業者（機器点事業者）	特例計量器等の情報伝送にIoTルート経由で電力SMシステムを利用する事業者。（サービス提供事業者、アグリゲーター等）
需要者	託送供給等約款に定める需要者
契約者	託送供給等約款に定める契約者
機器点特定番号	機器点ごとに当社が発行する識別番号
需要場所	託送供給等約款に定める需要場所
供給地点	託送供給等約款に定める供給地点
受電地点	託送供給等約款に定める受電地点
接続供給契約	託送供給等約款に定める接続供給契約
発電量調整供給契約	託送供給等約款に定める発電量調整供給契約
臨時接続送電サービス	託送供給等約款に定める臨時接続送電サービス
予備送電サービス	託送供給等約款に定める予備送電サービス
機器点電力量	機器点で計量した検針データを用いて算定した電力量
機器点使用電力量	供給側の機器点電力量